

福岡県医師会
平成17年 6月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）
の一部改正について

環境省が実施する「メチル水銀の健康影響に係る研究調査事業」における研究治療費の支給につき、厚生労働省は、介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を行うこととし、それに伴い「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の一部が下記のとおり改正され、平成17年6月1日より適用となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の調査研究対象者は約36名と見込まれており、7月に熊本県より「メチル水銀に係る健康調査研究事業医療手帳」が交付される予定ですが、支給開始当初においては、国（環境省）から医療手帳資格証明書が交付されることを申し添えます。

記

【改正点（下線部分）】

「介護給付費請求書等の記載要領について」

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

※3 公費負担医療は、(中略)、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸の曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

(別表2) 保険優先公費の一覧（適用優先度順）

10 「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」
が追加され、以下の項番繰下げ。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

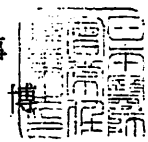


(介 16)

平成 17 年 6 月 3 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事
野 中



「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号)の
一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、環境省が実施する「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業」における研究
治療費の支給につき、厚生労働省は、介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務
を行うこととし、それに伴い「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年
11 月 16 日老老発第 31 号)の一部を改正し、平成 17 年 6 月 1 日より適用することと致
しました。関係通知及び参考資料をご送付致しますので、貴会会員への周知方よろしく
お願い申し上げます。

なお、今回の調査研究対象者は約 36 名と見込まれており、7 月に熊本県より「メチ
ル水銀に係る健康調査研究事業医療手帳」が交付予定ですが、支給開始当初においては、
国(環境省)から医療手帳資格証明書が交付されることを申し添えます。

敬具

記

(添付資料)

- ・「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号)の
一部改正について (平 17.5.31 老老発第 0531003 号・老介発第 0531003 号)

注：改正点(下線部分)

「介護給付費請求書等の記載要領について」

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

- ※3 公費負担医療は、(中略)、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及
び茨城県神栖町におけるゾフェルアルシ酸の曝露に起因しないことが明ら
かな疾病等を除く医療のみ。

(別表 2) 保険優先公費の一覧(適用優先度順)

10「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成 17 年 5 月 24
日環企発第 050524001 号環境事務次官通知)「研究治療費の支給」
が追加され、以下の項番繰下げ。

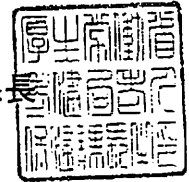




老老発第 0531003 号
老介発第 0531003 号
平成 17 年 5 月 31 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省老健局 老人保健課長



介護保険課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の
一部改正について

介護給付費請求書等の記載要領については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）により通知されていますが、今般、介護保険審査支払システムのうち公費負担医療に係る審査及び支払事務の一部が変更されたことに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部を改正し、各都道府県介護保険担当部（局）長あて別添のとおり通知しましたので、関係各方面への周知及び実施に当たっての御協力をお願い申し上げます。



老老発第 0531001 号
老介発第 0531001 号
平成 17 年 5 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



介護保険課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月
16 日老老発第 31 号）の一部改正について

平成 17 年 5 月 31 日厚生労働省告示第 245 号により、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第 1 条第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」（平成 12 年 3 月 7 日厚生省告示第 56 号）が改正され、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成 17 年 5 月 24 日環保企発第 050524001 号環境事務次官通知）による研究治療費の支給につき、介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を行うこととされたことに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 6 月 1 日より適用することとしたので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

「4 公費の介護給付費明細書に関する事項（2）各様式と公費併用請求の関係」及び別表 2 を次のように改める。

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること。

	保 険 単 独	保険 + 生保	生 保 単 独	保険 + 生保 + 公費	保険 + 公費	生保 + 公費	備考
様式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
様式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。

※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。

※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆体験者精神影響等調査研究事業、水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

(別表 2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)「一般患者に 対する医療」	結核に関す る治療・検査 等省令で定 めるもの	10	患者票	95	介護保険を優 先し 95%まで を公費で負担 する	医療機関の短期入 所療養介護及び介 護療養施設サービ スにかかる特定診 療費
2	結核予防法「従業 禁止、命令入所者 の医療」	従業禁止、命 令入所者に 対する医療	11	患者票	100	介護保険優先 利用者本人負 担額がある	従業禁止者の訪問 看護、居宅療養管理 指導
3	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)「通院医療」	通院による 精神障害の 医療	21	患者票	95	介護保険を優 先し 95%まで を公費で負担 する	訪問看護
4	身体障害者福祉 法(昭和 24 年法 律第 283 号)「更 生医療」	身体障害者 に対する更 生医療(リハビ テーション)	15	更生医 療券	100	介護保険優先 利用者本人負 担額がある	訪問看護、医療機関 の訪問リハビリテ ーション、医療機関 の通所リハビリテ ーション及び介護 療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律(平成 6 年法律第 117 号)「一般疾病医 療費の給付」	健康保険と 同様(医療全 般)	19	被爆者 手帳	100	介護保険優先 残りを全額公 費	介護老人保健施設 サービス含め医療 系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であつて、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)「研究治療費の支給」	メチル水銀の暴露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

12	特別対策(低所得者対策等)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
13	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
14	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
15	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

(参考)

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号)

改正後

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

- (1) 略
 (2) 各様式と公費併用請求の関係
 各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単 独	保険 +生保	生保単 独	保険 +生保 +公費	保険 +公費	生保 +公費	備考
様式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
様式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- ※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
 ※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
 ※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆体験者精神影響等調査研究事業、水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神西町におけるジフェニルシンの曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

改正前

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

- (1) 略
 (2) 各様式と公費併用請求の関係
 各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単 独	保険 +生保	生保単 独	保険 +生保 +公費	保険 +公費	生保 +公費	備考
様式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
様式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- ※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
 ※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
 ※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆体験者精神影響等調査研究事業、水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療及び茨城県神西町におけるジフェニルシンの曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

改 正 後

(別表 2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)「一般患者に 対する医療」	結核に関す る治療・検査 等省令で定 めるもの	10	患者票	95	介護保険を優 先し 95%まで を公費で負担 する	医療機関の短期入 所療養介護及び介 護療養施設サービ スにかかる特定診 療費
2	結核予防法「従業 禁止、命令入所者 の医療」	従業禁止、命 令入所者に 対する医療	11	患者票	100	介護保険優先 利用者本人負 担額がある	従業禁止者の訪問 看護、居宅療養管理 指導
3	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)「通院医療」	通院による 精神障害の 医療	21	患者票	95	介護保険を優 先し 95%まで を公費で負担 する	訪問看護
4	身体障害者福祉 法(昭和 24 年法 律第 283 号)「更 生医療」	身体障害者 に対する更 生医療(リハビ リテーション)	15	更生医 療券	100	介護保険優先 利用者本人負 担額がある	訪問看護、医療機関 の訪問リハビリテ ーション、医療機関 の通所リハビリテ ーション及び介護 療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律(平成 6 年法律第 117 号)「一般疾病医 療費の給付」	健康保険と 同様(医療全 般)	19	被爆者 手帳	100	介護保険優先 残りを全額公 費	介護老人保健施設 サービス含め医療 系サービスの全て

6	被爆体験者精神 影響等調査研究 事業の実施につ いて（平成14年 4月1日健発第 0401007号）	被爆体験に よる精神的 要因に基づ く健康影響 に関連する 特定の精神 疾患又は関 連する身体 化症状・心身 症のみ	86	受給者 証	100	介護保険優先 残りを全額公 費	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、通 所リハビリテーシ ョン、短期入所療養 介護、介護保健施設 サービス及び介護 療養施設サービス の医療系サービスの 全て
7	特定疾患治療研 究事業について （昭和48年4月 17日衛発第242 号厚生省公衆衛 生局長通知） 「治療研究に係 る医療の給付」	特定の疾患 のみ	51	受給者 証	100	介護保険優先 利用者本人負 担額がある	訪問看護、医療機関 の訪問リハビリテ ーション、居宅療養 管理指導及び介護 療養施設サービス
8	先天性血液凝固 因子障害等治療 研究事業につい て（平成元年7月 24日健医発第 896号厚生省保健 医療局長通知） 「治療研究に係 る医療の給付」	同上	51	受給者 証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環境保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「 <u>メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について</u> 」(平成17年5月24日環境保企発第050524001号環境事務次官通知)「 <u>研究治療費の支給</u> 」	<u>メチル水銀の暴露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療</u>	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環境保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルソン酸の曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

<u>12</u>	特別対策(低所得者対策等)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
<u>13</u>	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
<u>14</u>	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
<u>15</u>	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

改 正 前

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であつて、原因が明らかでないものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	特別対策（低所得者対策等）	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護

12	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
13	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
14	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様



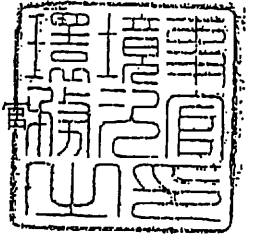
(参考)

環保企発第 050524001 号

平成 17 年 5 月 24 日

熊 本 県 知 事 殿

環 境 事 務 次 官



メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について

メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業については、別添「メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱」により行うこととされたので通知する。

メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱

第1 趣旨・目的

水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償を認容する判決が確定した原告に対して、医療費等を支給することにより治療を促すとともに、長期にわたる経過の中で集積された病態等に係る知見を適宜活用することにより、メチル水銀の健康影響に関する調査研究の推進に資することを目的とする。

第2 具体的な内容等

1 実施主体

この事業は、環境省が実施し、事務の一部を熊本県に委託するものとする。

2 対象者

対象者は、水俣病関西訴訟最高裁判所判決及び同訴訟大阪高等裁判所判決並びに熊本水俣病二次訴訟福岡高等裁判所判決において、損害賠償を認容する判決が確定した者とする。

3 調査研究事業の内容

(1) 研究治療費等の支給

対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。

①医療手帳の交付

本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、2の要件に該当する者に対し、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業医療手帳（以下「医療手帳」という。）を交付するものとする。

②研究治療費の支給

医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（メチル水銀の暴露に起因するものではないことが明らかな疾病等を除く。）に関して、社会保険各法の規定による医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、研究治療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方公共団体の負担による給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担額）の限度において支給するものとする。

③はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給

医療手帳の交付を受けた者が、はり、きゅう又はマッサージの施術を受けたときは、その者に対し、次に定める額と支払額を比較していずれか少ない方の額を支給する。ただし、支給の対象とする施術回数は、はり、きゅう及びマッサージを合わせて1月5回（はり・きゅう併用の場合には1回として計算する。）を限度とする。

1) はり又はきゅうのみの場合	1回につき	1, 000円
2) はり・きゅう併用の場合	1回につき	1, 500円
3) マッサージの場合	1回につき	600円

④研究治療手当の支給

医療手帳の交付を受けた者が、②に規定する医療又は③に規定するはり、きゅう又はマッサージの施術を受けた場合には、1日につき500円を支給し、さらに、離島に居住し、かつ、島外の医療機関等へ通院した場合には、実日数に500円を乗じた額を加算する。

⑤介添手当の支給

医療手帳の交付を受けた者が介添を受けたときは、次に掲げる額を介添手当として支給する。

- 1) その月において、介添を受けた日数が20日以上の場合

10,000円

- 2) その月において、介添を受けた日数が10日以上20日未満の場合

7,500円

- 3) その月において、介添を受けた日数が10日未満の場合

5,000円

(2) 医療手帳の失効

医療手帳の交付を受けた者が旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）又は公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）による水俣病に係る認定を受けた場合には、医療手帳は失効するものとする。

(3) 調査研究の実施

環境省は、本調査研究事業と他の水俣病に関する調査研究等との連携を図りつつ、メチル水銀の健康影響に関する調査研究を進める。

附 則

- 1 この要綱は平成17年5月24日から施行する。ただし、第2の3の(1)については、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この事業の実施に当たり、環境省が事務の一部を熊本県に委託するまでの間において、環境省は医療手帳と同様の効力を有する証明書を交付するものとする。
- 3 水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知別添）別表1（研究治療費支給事業実施基準）第2条に次のただし書を加える。

ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する
省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る医療又は介護に関する給付の一部改正について

1. 改正の趣旨

- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求については、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年厚生省令第20号）に規定する介護給付費及び公費負担医療等について、介護保険審査支払システムにより電子情報による審査及び支払を行うこととされている。
- メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業による研究治療費の支給事業は、水俣病関西訴訟の判決を受けて創設される、水俣病患者に対し研究治療費の支給を行う公費負担医療であり、環境省の委託を受け、熊本県が実施することとなる（対象者約36人）。保険優先の公費負担医療である。
- そこで、今般、当該支給について、介護保険審査支払システムによる審査及び支払の事務を執り行うことができるよう、所要の改正を行うこととする。
（医療保険についても同様の改正を行い、支払基金、国保連に委託することができるよう作業を進めているところ）。

2. 改正の内容

以下の給付について、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号に規定する公費負担医療等に追加し、平成17年6月1日より、介護保険審査支払システムにより審査及び支払事務を実施できるようにするもの。

「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環企第050524001号環境事務次官通知）による研究治療費の支給

3. 施行日

平成17年6月1日

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十五号

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年六月一日から適用する。

平成十七年五月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給

七 平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

◎ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）

改 正 案	現 行
一〇三（略） 四 平成十二年三月十七日健医発第四百七十五号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付 五 平成十二年三月十七日健医発第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付 六 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給 七 平成十七年五月三十一日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給 八 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に係る介護の給付	一〇三（略） 四 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給 五 平成十二年三月十七日健医発第四百七十五号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付 六 平成十二年三月十七日健医発第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付 七 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に係る介護の給付

(参考条文)

○ 介護保険法 抄 (平成九年法律第二百二十三号)

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

211 (略)

12 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令 抄 (平成十二年三月七日厚生省令第二十号)

(定義)

第一条 この省令において「介護給付費」とは、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費をいう。

2 この省令において「公費負担医療等」とは、次に掲げる給付とする。

- 一 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の更正医療の給付
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 三 生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号)第十五条の二の介護扶助
- 四 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第一百七十七号)第十八条の一般疾病医療費の支給
- 六 前各号に掲げるもののほか、医療又は介護に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に
関する給付 抄(平成十二年厚生省告示第五十六号)

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)第一条第二項第六号の規定に基づき、介護
給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生大臣が定める医療又は介護に関する給付
を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給
付

二 平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研
究に係る医療の給付

三 平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支
給

四 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健
康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給

五 平成十二年三月十七日健医発第四百七十五号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」に
よる介護の給付

六 平成十二年三月十七日健医発第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」
による介護の給付

七 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第二十七号)
第四条に規定する指定訪問介護をいう。)に係る介護の給付